

「KOBE JOB PORT」掲載企業の募集について（応募要領）

1 概要

神戸市雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOBE JOB PORT」（以下「本サイト」という。）において、「若手社員リアルインタビュー」や「神戸企業動画ポータル」等のコンテンツにより、市内企業の情報を広く発信することで、市内企業や神戸で働くことの魅力を伝え、市内企業への就職につなげることを目指しています。

(1) 募集概要

令和4年度より新たに「[SDGs に取り組む企業](#)」の紹介ページを制作するため、[掲載企業を募集](#)します。

昨今 SDGs は、学校教育の一環として幼稚園～大学まで、様々なタイミングで学ばれており、2019年～2021年の大卒就活生の企業選択の基準では「社会貢献度の高さ」が第1位に上がっており、仕事を通じて社会貢献したいと考える就活生が非常に多いことが分かります。[採用活動という観点でも、企業で SDGs に取り組み、情報発信することは非常に重要です。](#)

また、今回の「SDGs に取り組む企業」の紹介ページの掲載企業に合わせて、[「若手社員リアルインタビュー」、「神戸企業動画ポータル」掲載企業についても、引き続き募集](#)します。

(2) 情報発信の方法

本サイト内の以下 A～C のページに掲載するとともに、[神戸市公式 SNS での情報発信](#)や[「KOBE JOB PORT」SNS での WEB 広告などの広報](#)を実施します。

A:SDGs に取り組む企業	SDGs の取り組み概要の紹介と、取り組み紹介ページ・採用ページへのリンク等を掲載します。 (掲載ページは令和4年10月頃公開予定)
B:若手社員リアルインタビュー	プロのライターとカメラマンが企業に訪問し取材・写真撮影を行い、若手社員のインタビュー記事（会社や業務内容の紹介、職場の雰囲気・仕事のやりがい等の PR）を制作し、下記ページへ掲載します。 https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/realinterview/realinterview.html
C:神戸企業動画ポータル	既存の企業 PR 動画へのリンク（サムネイル画像付き）及び事業内容・採用ページへのリンク等を下記ページへ掲載します。 https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/movie/corporate_pr.html

(3) 掲載期間：掲載開始日～2023年3月末日

2023年度以降は、毎年4月頃に掲載内容の修正・掲載継続の意向を確認させていただく予定です。

(4) 掲載に係る料金：無料

2 募集内容・応募要件等

(1) 募集企業数・募集期間

	A:SDGs に取り組む企業	B:若手社員リアルインタビュー	C:神戸企業動画ポータル
募集企業数	上限なし	10社	上限なし
募集期間	2023年2月未まで	2022年7月未まで	2023年2月未まで
応募要件	企業として SDGs に取り組んでおり、具体的な取り組み内容を公表できること。	「神戸企業紹介ページ掲載事業 参加規約」（別紙）に同意いただけること。	① 企業 PR 動画等を有しており、インターネット上に掲載されていること。 ② 公序良俗に反しない動画であること。 ③ その他、営利目的又は神戸市が不適当・不適切と判断する動画ではないこと。
A～C 共通：当事業の事業効果（※）を報告いただけること。 ※毎年秋頃に実施予定の簡単なアンケートです。			

(2) 応募方法

様式 1「申込用紙」及び様式 2「神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」に必要事項を記入し、下記までご提出ください。

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

メールアドレス：koyo_kobe@office.city.kobe.lg.jp

電話番号：078-984-0336（直通）

3 掲載企業の決定・通知

(1) 結果の通知

申込受付後、応募資格を確認のうえ、掲載の可否についてメールでお知らせします。

	A：SDGs に取り組む企業	B：若手社員リアルインタビュー	C：神戸企業動画ポータル
通知の時期	応募日からおおむね 2 週間程度	2022 年 8 月中旬頃	応募日から概ね 2 週間程度

(2) 掲載企業の決定方法（B：「若手社員リアルインタビュー」のみ）

応募者多数の場合は、次の各項目を総合的に考慮し、決定します。

- ① 取材対象の従業員の年齢（2022 年 1 月 1 日現在、満 32 歳以下の若手社員の方を掲載できる企業を優先。なお、取材対象者は神戸市内の事業所で勤務する正規社員に限ります。）
- ② 企業規模・業種のバランス
- ③ 年間休日日数及び平均有給休暇取得日数
- ④ 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

こうべ男女いきいき事業所表彰（神戸市）

ひょうご応援企業、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定又は仕事と生活のバランス企業表彰（兵庫県）

安全衛生優良認定、ユースエール認定、くろみん認定・プラチナくろみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省）、健康経営優良法人 2022 認定（経済産業省）

4. 応募資格・掲載の取消し等

(1) 応募資格（応募日時点においてすべての要件を満たすことが必要です）

- ① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。
- ② 2023 年又は 2024 年に卒業予定の学生を正社員として採用する計画があること。
- ③ 自社ホームページ内に採用ページを設けていること。（就職情報サイトに掲載している自社ページでも可）
- ④ 市税の未納・未申告がないこと。
- ⑤ 過去 1 年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
- ⑥ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。

(2) 応募の落選又は掲載企業の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、掲載の決定を取り消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押さえ、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別精算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1

項の規定に違反したとして検察官に送致された場合

- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、「神戸企業紹介ページ掲載事業 参加規約」に違反した場合（B:「若手社員リアルインタビュー」のみ）
- ⑫ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 掲載の中止

次のいずれかに該当する場合は、掲載を中止します。

- ① 神戸市が掲載企業から削除の申し出を受けた場合
- ② 神戸市が 2023 年 4 月 1 日以降に掲載の終了を決定した場合
- ③ 本要領 3(3)に規定する掲載企業の決定の取消しに該当する事由が発生した場合
- ④ その他、神戸市が掲載の継続が困難であると判断した場合

(4) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・掲載企業に損害が発生する場合においても、神戸市は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は掲載企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本サイトのコンテンツ変更又は掲載の中止を行う場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る今後の情勢等により、取材が行えず紹介ページを掲載できない場合（B:「若手社員リアルインタビュー」のみ）
- ④ その他、本サイトへの掲載により、何らかの不都合や損害が発生した場合